

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 静岡県静岡市清水区横砂西町10番6号
 氏名 丸両自動車運送株式会社 代表取締役 青木 良介
 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

沖縄県知事 玉城 康裕



許可の年月日 令和 2年(2020年) 6月26日
 許可の有効年月日 令和 7年(2025年) 6月25日

1. 事業の範囲

種類	取 扱	石 綿	水 銀	種類	取 扱	石 綿	水 銀
燃え殻	○	△	○	動物系固形不要物	—	△	△
汚泥	○	△	○	ゴムくず	—	△	△
廃油	○	△	△	金属くず	○	△	△
廃酸	○	△	○	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	○	○	△
廃アルカリ	○	△	○	鉱さい	○	△	○
廃プラスチック類	○	○	△	がれき類	—	—	△
紙くず	—	—	△	動物のふん尿	—	△	△
木くず	—	—	△	動物の死体	—	△	△
繊維くず	—	—	△	ばいじん	○	△	○
動植物性残さ	○	△	△	産業廃棄物の処理物(第13号廃棄物)	—	△	△

これらのうち水銀使用製品産業廃棄物を含み、特別管理産業廃棄物を除く。積替え保管を含まない。

「取扱」欄の「○」は取扱うことができるもの、「—」は取扱うことができないものを示す。

「石綿」欄の「○」は石綿含有産業廃棄物が含まれること、「—」は石綿含有産業廃棄物が含まれないことを示す。

「水銀」欄の「○」は水銀含有ばいじん等が含まれること、「—」は水銀含有ばいじん等が含まれないことを示す。

2. 許可の条件

- (1) 石綿含有産業廃棄物を運搬する際に袋詰め等飛散防止策を講ずること。
- (2) 石綿含有産業廃棄物の破碎及び他の廃棄物との混合を行わないこと。ただし、積込みのため、やむを得ず破碎する場合は湿潤化の上、必要最小限の範囲で行うこと。
- (3) 当該収集運搬業に起因した環境に関する苦情等の申し入れがあった場合には、直ちにその原因を調査し、適切な措置を講ずること。

3. 許可の更新又は変更の状況

令和2年6月26日 新規許可
 令和5年6月29日 変更届出(代表者の変更)

4. 那覇市における積替え許可の有無 有 ・ (無)

5. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 有 ・ (無)

事務所の所在地：静岡県静岡市清水区横砂西町10番6号

事業場の所在地：静岡県静岡市清水区横砂西町1211番1、1212番1、1212番3